

防大総第601号  
昭和56年7月28日

各 部 長  
学術情報センター長 殿  
各 学 群 長

防衛大学校長

### 消防車の学校外出動について（通達）

改正 昭和58年4月5日防大総第264号 平成12年4月1日防大総第339号  
平成19年1月9日防大総第7号 平成22年4月1日防大総第477号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

### 記

#### 1 目的

この通達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）の消防車の校外出動に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 出動範囲

消防車の出動範囲は、走水海上訓練場（以下「海上訓練場」という。）二葉・走水宿舎地区又はこれらの地区、若しくは大学校（花立訓練場を含む。以下同じ。）に対して、火災により被害を及ぼす可能性のある地域とする。

#### 3 出動命令

- (1) 海上訓練場及び二葉宿舎地区において火災が発生した場合は、別命なく出動するものとする。
- (2) 走水宿舎地区に火災が発生した場合又は大学校、海上訓練場若しくは二葉宿舎地区に被害を及ぼす可能性がある地域において火災が発生した場合は、総務課長（やむを得ない事情のある場合は、車両・警備班長、警備係長又は警備長）が出動を命ずるものとする。

(3) 走水宿舎地区に火災による被害が及ぶ可能性がある場合は、市消防機関と調整し、前項に準じて出動を命ずるものとする。

#### 4 消防車出動時の編成

消防車出動時の編成は、警備係員2名による2名編成とし、警備係長又は警備長にあたる係員が全般を指揮するものとする。

#### 5 大学校警備の強化

(1) 総務課長は、消防車出動時で学校警備が困難な状況となった場合は、総務課員をもって正門警備等を強化するものとし、勤務時間外にあっては、学校本部当直が曹隊員をもって正門警備等を強化するものとする。

(2) 火災等による災害が発生し、校内に一般市民等の立ち入りが予想され、警備上特に必要があると認めるときは、防衛大学校警備規程（昭和30年防衛大学校達第11号）に基づき対処するものとする。

#### 6 消防訓練等

総務課長は、毎月2回以上警備係員により、消防車の操法等について消防訓練を計画実施するものとする。

#### 7 消防機関との連携

(1) 消防車が学校外に出動し、市消防機関と協力して消火作業を実施する場合は、市消防機関指揮官の指揮を受けるものとする。

(2) 消防車が二葉及び走水宿舎地区に出動した場合は、標示されているはしご車の着梯位置には部署しないものとする。

(3) 総務課長は、市消防機関と調整し、年1回以上共同訓練を計画実施するものとする。

#### 8 その他

(1) 総務課長（やむを得ない事情のある場合は、車両・警備班長、警備係長又は警備長）は、緊急で特に必要があると認める場合又は市消防機関から要請があった場合は、第2項で定める以外の地域に対しても消防車を出動させることができる。

(2) 警備係員は、日ごろから消防車の出動が予想される地域について、その他、水利に習熟しておくものとする。ただし、消火栓等で、大学校で管理していない水利の操作等は、市消防機関と調整し実施するものとする。